

「原料原産地表示に関する意見交換会に係る意見募集」に対する 御意見の募集結果について

平成 22 年 4 月 28 日

消費者庁食品表示課

このことについて、平成22年2月23日から平成22年3月11日までの間、消費者庁ホームページを通じて、原料原産地表示の拡大すべき食品の可否等、原料原産地表示に関する御意見を募集したところ、248件の御意見が寄せられました。

頂戴した御意見について下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見につきましては、今後の原料原産地表示の選定品目の拡大の検討に際して、参考とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

記

1 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間 平成22年2月23日から平成22年3月11日まで

(2) 意見提出方法 メール又はFAX

2 意見募集の結果

①全件数 248件

(うち6件は、原料原産地表示に関係しないご意見でしたので、集計・掲載から除いています。)

個別の提出意見は、以下の消費者庁ホームページからご覧になれます。

<http://www.caa.go.jp/foods/index3.html>

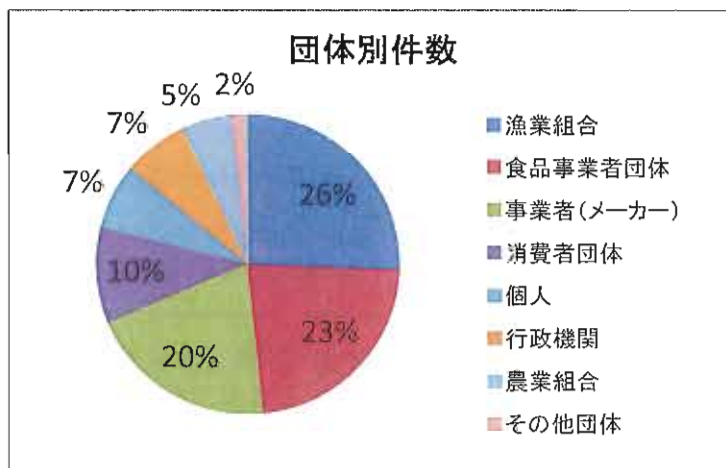
・発言者^(※)の意見 (47件)

・発言者以外の意見 (195件)

(※)発言者とは、平成22年3月29日に開催した「原料原産地表示に関する意見交換会」における発言者をいう。

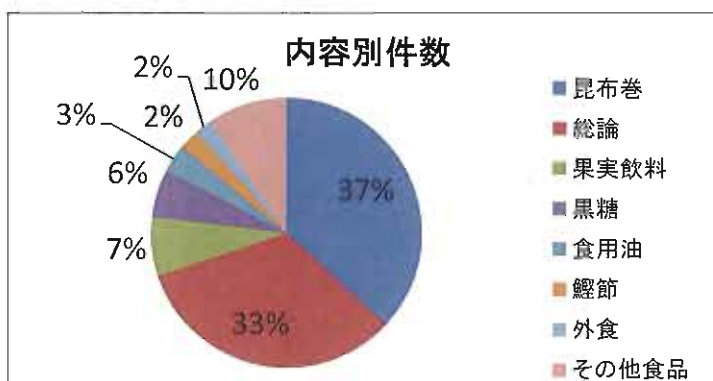
②団体別件数

区分	件数	比率(%)
漁業組合	62	25.6%
食品事業者団体	55	22.7%
事業者(メーカー)	49	20.2%
消費者団体	25	10.3%
個人	17	7.0%
行政機関	17	7.0%
農業組合	13	5.4%
その他団体	4	1.7%
計	242	



③内容別件数

区分	件数	比率(%)
昆布巻	89	36.8%
総論	80	33.1%
果実飲料	17	7.0%
黒糖	14	5.8%
食用油	8	3.3%
鰹節	6	2.5%
外食	5	2.1%
その他食品	23	9.5%
計	242	



3 原料原産地表示の対象として追加すべき品目

追加対象品目	件数	主な意見
昆布巻及び昆布加工品	86	・昆布巻等の輸入が急増しており、昆布巻の昆布の原産地が中国産であっても原産地表示がされていないため、消費者から北海道産と誤認されやすい。 ・昆布巻の昆布のみが原産地の表示義務化の対象とされており、中芯や干瓢の表示を無視して昆布のみの表示を行うことで、却って消費者の混乱を招く
果汁飲料 (リンゴ、ゆず、みかん)	12	・消費者が食品を選択する際には、包装表示が大きな情報源となっており、原料原産地に関する情報もまた、開示を求められてきており、こうした時代の要請、流れに即した対応をすべきである。 ・国内農業の振興、地産地消の推進や食料自給率の向上に繋がる。 ・我が国での果汁の摂取量の多い層は高齢者と若齢者層で、これらの層にとって咽下しやすい果実飲料が重要な栄養供給源であり、「義務」となれば製品価格が上昇し、これら経済的弱者層に大きな負担になる。 ・表示が義務化された場合に、意図せぬ間違いによる事故から製品回収が発生することも予想され、中小企業においては企業の存続が脅かされることとなる。
全ての加工食品	11	・消費者が商品を選択する時には、原料原産地表示は重要な情報となっている。 ・原料原産地表示の対象品目の追加は、義務化を行わないと誤解を防ぐことができない場合に限定するなど慎重に行って頂きたい。
黒糖	7	・黒糖の原料原産地表示の義務化と併せて含みつ糖の品質表示基準の制定の必要がある。 ・精製糖も原料原産地を表示していない環境下で、表示の義務化は如何なものか。

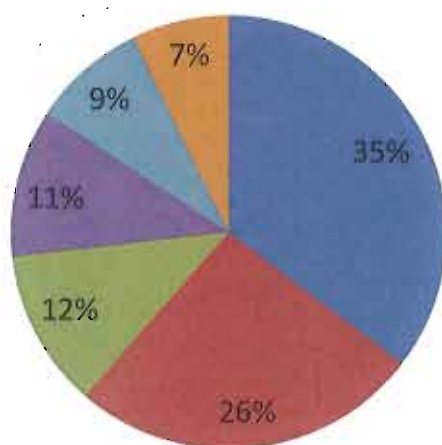
鰹節	4	・消費者自ら「国産」「海外産」を判断・選択できる仕組みになることが望ましい。 ・鰹節の鰹の原産地には、「ふし」にした場所、「煮熟」した場所及び「漁獲地」などの意見があった。
食用油	3	・食用植物油の原料原産地表示は、現段階でも容易にできるものと推察する。 ・胡麻油は、搾油用として輸入する胡麻原料産地は20カ国以上に亘り、特定の国だけを選択して使用できる状況にない。 ・原料原産地の厳格な表示は実行不可能な面があり、罰則を伴うものであるので、観念論ではなく実行確保の方法論を含めた議論が必要と考える。
外食	3	・食の安全・安心の確保や不安を払拭するために義務化が必要である。 ・外食産業の原料原産地表示については、消費者、事業者双方の利益の観点から、自主的なガイドラインに沿って推進することが妥当と考える。
その他食品	4	・食卓に欠かせない醤油・味噌なども追加を提案する。 ・中食の利用が増えていることから、インスタ加工の弁当・惣菜も対象としてほしい

4 加工食品の原料原産地表示を拡大する際の課題

加工食品の原料原産地表示を拡大する際の課題	件数	比率(%)
頻繁な原材料産地の切り替えへの対応	54	35.3%
表示変更等に伴うコストアップ	40	26.1%
国際規格(Codex)との整合性を図る必要性	18	11.8%
物理的な表示スペースの制約	17	11.1%
原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応	13	8.5%
表示変更が増加することによる包材の廃棄及び環境問題	11	7.2%
計	153	

また、加工食品の原料原産地表示を義務化するのではなく、事業者が自主的にホームページを通じて公表を行うことや、製品への強調表示や原料原産地表示を自主的に行なうことを望む意見が33件ありました。

加工食品の原料原産地表示を拡大する際の課題



- 頻繁な原材料産地の切り替えへの対応
- 表示変更等に伴うコストアップ
- 国際規格(Codex)との整合性を図る必要性
- 物理的な表示スペースの制約
- 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応
- 表示変更が増加することによる包材の廃棄及び環境問題

【問い合わせ先】

消費者庁食品表示課 小椋、吉田

電話 03-3507-9223

FAX 03-3507-9292

E-mail g.hyojiiken@caa.go.jp